

事務連絡
令和元年9月6日

各都道府県・指定都市・中核市

養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当課（室）御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

消費税率の引上げに伴う「老人保護措置費支弁基準」及び
「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」の取扱いについて

平素より老人福祉行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームの運営費等については、いわゆる三位一体改革により、軽費老人ホーム事務費補助金は平成16年度に、また、養護老人ホーム等保護費負担金は平成17年度に、それぞれ一般財源化され、現在では地方交付税により財源措置（※1）がなされております。

そのため、一般財源化されて以降は、技術的助言として通知した「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発第0124001号）及び「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成20年5月30日老発第0530003号）においてお示した「老人保護措置費支弁基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」について、その後の社会経済情勢や地域の実情等も勘案し、各自治体の判断において改定いただいているところです。

消費税率の10%への引き上げに伴う地方財政措置の対応については、総務省からは、令和元年度の地方交付税において措置していること、また、具体的な地方交付税の算定結果については、本年7月に公表済（※2）であることについて説明を受けております。

上記を踏まえ、各都道府県におかれましては、「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」を適切に改定いただくとともに、「老人保護措置費支弁基準」の改定について、管内市町村に対して、周知いただきますようお願いいたします。また、指定都市・中核市におかれましては、「老人保護措置費支弁基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」について、適切に改定いただきますようお願いいたします。

（※1）養護老人ホーム及び軽費老人ホームに係る経費については、地方交付税の算定で必要となる単位費用（地方団体が標準的な行政を行う場合に必要な一般財源の額）に計上するとともに、養護老人ホームの被措置者数等に応じた補正を行うことで各地方団体の需要額を算定（別添参照）。

（※2）総務省ホームページ（令和元年度普通交付税の算定結果等）

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei04_02000094.html

第四款 高齢者保健福祉費

第一 単位費用算定基礎

第一 単位費用算定の概要

- 1 高齢者保健福祉費の測定単位は「65歳以上人口」及び「75歳以上人口」であり、「75歳以上人口」を測定単位とするものにあつては後期高齢者医療制度に係る経費を、「65歳以上人口」を測定単位とするものにあつては介護保険制度その他の高齢者保健福祉に係る経費一般を算定することとしている。
- 2 標準団体の行政規模は、「65歳以上人口」500,000人、「75歳以上人口」290,000人と想定している。
- 3 単位費用は、「65歳以上人口」を測定単位とするものにあつては、標準団体の一般財源所要額を25,959,849千円と見込み、51,900円、「75歳以上人口」を測定単位とするものにあつては、標準団体の一般財源所要額を27,783,872千円と見込み、95,800円とした。

第二 本年度主要改定内容

- 1 「人づくり革命」に基づく介護人材の処遇改善のための経費を措置したこと。
- 2 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化の完全実施に伴う地方負担の増加額を措置したこと。
- 3 後期高齢者医療制度に係る保険料軽減特例措置の一部廃止を反映したこと。

第三 行政事務内容

「65歳以上人口」を測定単位とするもの

細 目	細 節	行 政 事 務 内 容	根拠法令
1. 高齢者福祉費	(1) 高齢者福祉対策費	高齢者福祉事務に従事する職員の設置及び指導調査に関する事務、地域福祉施策を推進する事務並びに老人クラブの健全な発展を期するための助成等に関する事務、高齢者虐待防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する事務	老人福祉法、 高齢者虐待防止、 高齢者の 養護者に対する 支援等に関する 法律
	(2) 高齢者施設福祉事業費	老人ホームに収容した者に対する保護費及び実施に関する事務（介護保険に係るものを除く）	老人福祉法
2. 高齢者保健費	高 齢 者 保 健 費	高齢者保健に関する事務（介護保険に係るものを除く）	高齢者医療確保法
3. 介護保険費	介 護 保 険 費	介護保険の給付その他の実施に関する事務	介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律

「75歳以上人口」を測定単位とするもの

細 目	細 節	行 政 事 務 内 容	根拠法令
高齢者保健費	高 齢 者 保 健 費	後期高齢者医療費の給付等に関する事務	高齢者医療確保法

第四 標準団体行政規模

「65歳以上人口」を測定単位とするもの

項 目	行 政 規 模
65 歳 以 上 人 口	500,000 人
要 支 援 ・ 要 介 護 者 数	82,193 人

「75歳以上人口」を測定単位とするもの

項 目	行 政 規 模
75 歳 以 上 人 口	290,000 人

第五 職員配置

「65歳以上人口」を測定単位とするもの

(単位 人)

細目	細節	課長	職員 A	職員 B	合計
1. 高齢者福祉費	高齢者福祉対策費	1	2	7	10
2. 高齢者保健費	高齢者保健費		3	9	12
3. 介護保険費	介護保険費		2	7	9
合計		1	7	23	31

第六 単位費用算定の基礎

「65歳以上人口」を測定単位とするもの

(単位 千円)

細目	細節	総額	特定財源			一般財源 (A)	単位費用 (円) (A)÷500,000人
			国庫支出金等	使用料 手数料	計		
1. 高齢者福祉費	(1) 高齢者福祉対策費	152,470	27,312		27,312	125,158	250
	(2) 高齢者施設福祉事業費	699,783			0	699,783	1,400
2. 高齢者保健費	高齢者保健費	357,968			0	357,968	716
3. 介護保険費	介護保険費	25,630,925	849,687	4,298	853,985	24,776,940	49,554
合計		26,841,146	876,999	4,298	881,297	25,959,849	51,900
内訳	給与費	192,250			0	192,250	385
	その他	26,648,896	876,999	4,298	881,297	25,767,599	51,535

「75歳以上人口」を測定単位とするもの

細目	細節	一般財源 (A)	単位費用 (A)÷290,000人
高齢者保健費	高齢者保健費	千円 27,783,872	円 95,800

第二項 標準団体行政経費積算内容

「65歳以上人口」を測定単位とするもの

(細目) 1 高齢者福祉費 (細節) (1) 高齢者福祉対策費

(単位 千円)

区分	経費	積算内容
給与費	64,370	職員数10人
需用費等	33,476	高齢者虐待の防止に係る連絡調整、保健・福祉・医療総合行政推進、高齢化社会啓発、生きがい対策、高齢者就労促進、シルバーボランティア活動促進、老人クラブ等助成等
負担金、補助及び交付金	54,624	在宅福祉事業費補助金 (高齢者地域福祉推進事業)
歳出計 a	152,470	
国庫支出金	27,312	在宅福祉事業費補助金 (高齢者地域福祉推進事業)
歳入計 b	27,312	
差引一般財源 a-b	125,158	

(細目) 1 高齢者福祉費 (細節) (2) 高齢者施設福祉事業費

(単位 千円)

区 分	経 費	積 算 内 容
需 用 費 等	4,150	高齢者サービス連絡調整会議費等
扶 助 費	695,633	軽費老人ホーム事務費
歳 出 計	699,783	

(細目) 2 高齢者保健費 (細節) 高齢者保健費

(単位 千円)

区 分	経 費	積 算 内 容
給 与 費	73,500	職員数12人
需 用 費 等	21,310	(健康増進事業) 健康診査管理指導事業 13,204 地域リハビリテーション支援体制整備推進事業費 8,106
負 担 金、補 助 金 及 び 交 付 金	263,158	医療費適正化推進費(特定健康診査・保健指導負担金) 261,398 病床転換助成事業交付金 1,760
歳 出 計	357,968	

(細目) 3 介護保険費 (細節) 介護保険費

(単位 千円)

区 分	経 費	積 算 内 容
給 与 費	54,380	職員数9人
需 用 費 等	1,415,494	介護保険事業費補助金(直接補助) (1/2) 18,448 介護保険事業支援計画等策定、広報啓発、市町村支援、各種研修会開催等経費、介護保険審査会運営、制度施行支援事業・苦情処理業務支援事業(平成15年度一般財源化分)、介護サービス事業者等指定・指導等経費、地域ケア整備構想策定に必要な経費、療養病床再編成に向けた支援措置経費 95,750 在宅福祉事業費補助金(介護予防・地域支え合い事業(平成18年度の一般財源化分)) 51,047 地域医療介護総合確保基金(介護分) 1,250,249 <うち社会保障の充実分 1,250,249>
負 担 金、補 助 金 及 び 交 付 金	24,161,051	介護給付費負担金 22,364,385 <うち社会保障の充実分 461,462> <うち人づくり革命分 156,392> 介護保険事業費補助金(間接補助) (2/3) 10,446 地域支援事業交付金 1,449,939 <うち社会保障の充実分 199,422> <うち人づくり革命分 4,604> 介護給付費負担金(介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化分) 336,281 <うち社会保障の充実分 336,281>
歳 出 計 a	25,630,925	

国庫支出金	849,687	介護保険事業費補助金(2/3、1/2) 地域医療介護総合確保基金(介護分)	16,188 833,499
使用料及び手数料	4,298	介護保険法関係手数料	くうち社会保障の充実分 833,499
歳入計 b	853,985		
差引一般財源 a-b	24,776,940		

● 三位一体の改革に係る影響額(再掲)

年度	細目・細節等	国庫補助負担金	令和元年度における影響額
H15	[3 介護保険費] 3 介護保険費	在宅福祉事業費補助金 介護予防・地域支え合い事業(生きがい活動援助員) 【県支出見合い】 ①介護保険事業費補助金 制度施行支援事業・苦情処理業務支援事業	- 51,714 18,310 (小計) - 33,404
H16	1 高齢者福祉費 (2)高齢者施設福祉 事業費 [3 介護保険費]	②軽費老人ホーム事務費補助金 在宅福祉事業費補助金 介護予防・地域支え合い事業費(生きがい活動支援通所事業) 【県支出見合い】	231,878 - 24,619 (小計) 207,259
H17	[1 高齢者福祉費 (2)高齢者施設福祉 事業費] [3 介護保険費]	養護老人ホーム等保護費負担金【県支出見合い】 在宅福祉事業費補助金 介護予防・地域支え合い事業費(緊急通報体制整備事業・ 高齢者等の生活支援事業) 【県支出見合い】 生活支援ハウス運営事業費【県支出見合い】	- 190,844 - 85,162 - 13,265 (小計) - 289,271
H18	3 介護保険費 [1 高齢者福祉費 (1)高齢者福祉 対策費] 2 高齢者保健費 3 介護保険費	③在宅福祉事業費補助金 介護予防・地域支え合い事業費 在宅福祉事業費補助金 介護予防・地域支え合い事業費(日常生活用具給付等事業) 【県支出見合い】 ④疾病予防対策事業費等補助金 地域リハビリテーション推進事業費 ⑤介護給付費負担金	25,524 - 3,034 4,053 2,551,306 (小計) 2,577,849
合 計			2,462,433

※地域介護・福祉空間整備等交付金については施設整備事業債で対応。

※影響額には県支出金分も含めている。

「75歳以上人口」を測定単位とするもの

(細目) 高齢者保健費

(細節) 高齢者保健費

(単位 千円)

区 分	経 費	積 算 内 容
負 担 金 、 補 助 及 び 交 付 金	27,781,269	(後期高齢者医療給付費負担金) 後期高齢者医療給付費負担金 22,345,434 〈うち社会保障の充実分 64,967〉 (高額医療費等負担金) 高額医療費負担金分 1,369,041 財政安定化基金分 113,590 (保険基盤安定事業) 保険基盤安定事業負担金 3,953,204 〈うち社会保障の充実分 165,518〉
需 要 費 等	2,603	(後期高齢者医療制度施行関係経費) 施行事務経費(後期高齢者医療審査会関係経費) 2,603
歳 出 計	27,783,872	

第四款 高齢者保健福祉費

第一項 単位費用算定基礎

第一 単位費用算定の概要

- 1 高齢者保健福祉費の測定単位は「65歳以上人口」及び「75歳以上人口」であり、「75歳以上人口」を測定単位とするものにあつては後期高齢者医療制度に係る経費を、「65歳以上人口」を測定単位とするものにあつては介護保険制度その他の高齢者保健福祉に係る経費一般を算定することとしている。
- 2 標準団体の行政規模は、「65歳以上人口」29,000人、「75歳以上人口」17,000人と想定している。
- 3 単位費用は、「65歳以上人口」を測定単位とするものにあつては、標準団体の一般財源所要額を1,937,900千円と見込み、66,800円、「75歳以上人口」を測定単位とするものにあつては、標準団体の一般財源所要額を1,431,787千円と見込み、84,200円とした。

第二 本年度主要改定内容

- 1 「人づくり革命」に基づく介護人材の処遇改善のための経費を措置したこと。
- 2 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化の完全実施に伴う地方負担の増加額を措置したこと。
- 3 後期高齢者医療制度に係る保険料軽減特例措置の一部廃止を反映したこと。

第三 行政事務内容

「65歳以上人口」を測定単位とするもの

細目	細節	行政事務内容	根拠法令
1. 高齢者福祉(保健)費	(1) 高齢者福祉(保健)費	高齢者福祉及び高齢者保健(介護保険に係るものを除く)に関する事務職員の設置並びに指導調査に関する事務、地域福祉施策を推進する事務及び老人クラブの健全な発展を期するための助成等に関する事務	老人福祉法、 高齢者虐待防止、 高齢者の 養護者に対す る支援等に関 する法律、高 齢者医療確保 法
	(2) 高齢者施設福祉事業費	老人ホームに収容した者に対する保護費及び実施に関する事務(介護保険に係るものを除く)	老人福祉法
2. 介護保険費	介護保険費	介護保険の給付その他の実施に関する事務	介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律

「75歳以上人口」を測定単位とするもの

細目	細節	行政事務内容	根拠法令
高齢者保健費	高齢者保健費	後期高齢者医療費の給付等に関する事務	高齢者医療確保法

第四 標準団体規模

「65歳以上人口」を測定単位とするもの

項目	行政規模
65歳以上人口	29,000人
養護老人ホーム措置者数	月 49人
要支援・要介護者数	4,764人

「75歳以上人口」を測定単位とするもの

項目	行政規模
75歳以上人口	17,000人

第五 職員配置

「65歳以上人口」を測定単位とするもの

					(単位 人)	
細目	細節	課長	職員 A	職員 B	合計	
1. 高齢者福祉(保健)費	高齢者福祉(保健)費	1	3	19	23	
2. 介護保険費	介護保険費		2	12	14	
合計		1	5	31	37	

第六 単位費用算定の基礎 (標準団体の面積の見直しに伴う経費の増加分は、内数として括弧書きしている)

「65歳以上人口」を測定単位とするもの

							(単位 千円)	
細目	細節	総額	特定財源			一般財源 (A)	単位費用 (円) (A) ÷ 29,000人	
			国庫支出金等	使用料 手数料	計			
1. 高齢者福祉(保健)費	(1) 高齢者福祉(保健)費	296,634	2,332		2,332	294,302 (5,547)	10,148 (191)	
	(2) 高齢者施設福祉事業費	110,795				110,795	3,821	
2. 介護保険費	介護保険費	1,592,463	59,660		59,660	1,532,803 (16,200)	52,855 (559)	
合計		1,999,892	61,992		61,992	1,937,900 (21,747)	66,800 (750)	
内訳	給与費	213,060				213,060	7,347	
	その他	1,786,832	61,992		61,992	1,724,840	59,477	

「75歳以上人口」を測定単位とするもの

							(単位：千円)	
細目	細節	総額	特定財源			一般財源 (A)	単位費用 (円) (A) ÷ 17,000	
			国庫支出金等	使用料 手数料	計			
高齢者保健費	高齢者保健費	1,436,884	5,097		5,097	1,431,787	84,200	

第二項 標準団体行政経費積算内容

65歳以上人口を測定単位とするもの

(細目) 1 高齢者福祉(保健)費 (細節) (1) 高齢者福祉(保健)費

(単位 千円)

区分	経費	積算内容
給与費	133,640	職員数23人(保健師13人を含む)
賃金	6,026	保健師(非常勤、市町村保健活動関係を含む)
需用費等	153,472	高齢者虐待防止対策、保健・福祉・医療総合行政推進、高齢化社会啓発、生きがい対策、高齢者就労促進、ボランティア活動促進、老人クラブ等助成、高齢者保健福祉マンパワー養成・確保対策、高齢者就業対策、在宅福祉事業費(三位一体改革)
負担金、補助金及び交付金	3,496	在宅福祉事業費補助金(高齢者地域福祉推進事業)
歳出計 a	296,634	
国庫支出金	1,166	在宅福祉事業費補助金(高齢者地域福祉推進事業)
県支出金	1,166	在宅福祉事業費補助金(高齢者地域福祉推進事業)
歳入計 b	2,332	

差引一般財源 a - b	294,302	
--------------	---------	--

(細目) 1 高齢者福祉(保健)費 (細節) (2) 高齢者施設福祉事業費

(単位 千円)

区 分	経 費	積 算 内 容
需 用 費 等	309	備品購入費等
扶 助 費	110,486	養護老人ホーム保護費 (施設葬祭費を含む) 108,364 軽費老人ホーム施設事務費 2,122
歳 出 計	110,795	

(細目) 2 介護保険費 (細節) 介護保険費

(単位 千円)

区 分	経 費	積 算 内 容
給 与 費	79,420	職員数14人
需 用 費 等	126,628	介護保険事業計画等策定旅費、広報啓発、介護相談員等人材育成確保事業、事業者参入促進対策、介護予防関連事業、要介護認定円滑化事業、介護予防・地域支え合い事業費 (三位一体改革影響)、ホームヘルパー活動促進、在宅介護支援 など
繰 出 金	1,386,415	介護給付費負担金 1,148,538 <うち社会保障の充実分 23,168> <うち人づくり革命分 8,014> 介護保険事務費 73,894 地域支援事業交付金 84,051 <うち社会保障の充実分 11,560> <うち人づくり革命分 267> 介護保険事業費補助金 1,956 介護給付費負担金 (介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化分) 77,976 <うち社会保障の充実分 77,976>
歳 出 計 a	1,592,463	
国 庫 支 出 金	39,966	介護保険事業費補助金 978 介護給付費負担金 (介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化分) 38,988 <うち社会保障の充実分 38,988>
県 支 出 金	19,694	介護保険事業費補助金 200 介護給付費負担金 (介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化分) 19,494 <うち社会保障の充実分 19,494>
歳 入 計 b	59,660	
差引一般財源 a - b	1,532,803	

● 三位一体の改革に係る影響額（再掲）

（単位 千円）

年度	細目・細節等	国庫補助負担金	令和元年度における影響額
H15	3 介護保険費	①介護福祉事業費補助金 介護予防・地域支え合い事業（生きがい活動援助員）	8,609 (小計) 8,609
H16	1 高齢者福祉費 (2) 高齢者施設福祉事業費 3 介護保険費 3 介護保険費	②軽費老人ホーム事務費補助金 ③在宅福祉事業費補助金 介護予防・地域支え合い事業費（生きがい活動支援通所事業） ④介護保険事務費交付金	707 5,556 26,947 (小計) 33,210
H17	1 高齢者福祉費 (2) 高齢者施設福祉事業費 3 介護保険費	⑤養護老人ホーム等保護費負担金（施設葬祭費含む） ⑥在宅福祉事業費補助金 介護予防・地域支え合い事業費（緊急通報体制整備事業・高齢者等の生活支援）	65,245 14,247 (小計) 79,492
H18	1 高齢者福祉費 (1) 高齢者福祉対策費	⑦在宅福祉事業費補助金 介護予防・地域支え合い事業費 （日常生活用具給付等事業）	253 (小計) 253
合 計			121,564

75歳以上人口を測定単位とするもの

(細目) 高齢者保健費

(細節) 高齢者保健費

(単位 千円)

区 分	経 費	積 算 内 容
負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	1,394,102	(後期高齢者医療給付費負担金等) 後期高齢者医療給付費負担金 1,306,842 のうち社会保障の充実分 3,800 後期高齢者医療制度事業費補助金 10,194 (保険基盤安定事業) 保険基盤安定事業負担金 77,066 のうち社会保障の充実分 3,227
需 要 費 等	42,782	(後期高齢者医療制度施行関係経費) 広域連合への分担経費(事務所運営費、システム機器リース費、 旅費、消耗品費、被保険者証作成経費、制度周知用冊子・リー フレット等印刷製本費等) 施行事務経費(納付書作成経費、口座振替関係経費等)
歳 出 計 a	1,436,884	
国 庫 支 出 金	5,097	後期高齢者医療制度事業費補助金
歳 入 計 b	5,097	
差引一般財源 a - b	1,431,787	

第四節 高齢者保健福祉費

単位費用	(65歳以上人口)	65,600円	測定単位	65歳以上人口
	(75歳以上人口)	83,800円		75歳以上人口

第一款 65歳以上人口を測定単位とするもの

高齢者保健福祉費のうち65歳以上人口を測定単位とするものに適用する補正は、段階補正、密度補正、普通態容補正、事業費補正及び数値(65歳以上人口)急増補正Iである。

$$\text{算式} \quad \text{段階補正係数} \times \text{普通態容補正係数} + (\text{密度補正係数} - 1) + (\text{事業費補正係数} - 1) + (\text{数値(65歳以上人口)急増補正I係数} - 1)$$

第一項 段階補正

測定単位である65歳以上人口の段階ごとの職員数を第一表のように定め、各段階における財政需要額を第二表のとおり積算して、当該財政需要額をそれぞれの段階の測定単位で除して得た単位当たり費用を基礎として、第三表のとおり段階補正係数算出表を定めた。

第一表 65歳以上人口段階ごとの職員配置表

65歳以上人口段階	区 分	課 長	職 員 A	職 員 B	合 計
	人	人	人	人	人
2,400		—	2	9	11
3,500		—	2	11	13
6,000		—	3	14	17
9,100		1	3	17	21
29,000 (標準団体)		1	5	31	37
74,000		2	13	61	76
120,000		3	19	91	113
300,000		7	44	205	256
610,000		13	82	387	482

第二表 65歳以上人口段階ごとの財政需要額

(単位：千円)

経費区分	人口段階									
	人	2,400	3,500	6,000	9,100	(標準団体) 29,000	74,000	120,000	300,000	610,000
給 与 費		63,610	74,110	98,040	123,040	212,900	445,090	660,920	1,500,920	2,822,760
65歳以上人口比例 経 費		114,130	166,439	285,324	432,741	1,379,067	3,518,996	5,706,480	14,266,200	29,007,940
その他の経費		37,150	45,853	66,184	84,715	310,045	372,750	481,117	907,302	1,226,814
一 般 財 源 計		214,890	286,402	449,548	640,496	1,902,012	4,336,836	6,848,517	16,674,422	33,057,514
単位当たり費用Z (円)		89,538	81,829	74,925	70,384	65,600	58,606	57,071	55,581	54,193
Z / 単位費用		1.365	1.247	1.142	1.073	1.000	0.893	0.870	0.847	0.826

第三表 段階補正係数算出表

65歳以上人口		段階補正係数	
～	2,400人	$\frac{1}{P}$	(1.07 P+ 713)
2,400 ～	3,500人	$\frac{1}{P}$	(0.99 P+ 905)
3,500 ～	6,000人	$\frac{1}{P}$	(0.99 P+ 905)
6,000 ～	9,100人	$\frac{1}{P}$	(0.92 P+ 1,325)
9,100 ～	29,000人	$\frac{1}{P}$	(0.97 P+ 870)
29,000 ～	74,000人	$\frac{1}{P}$	(0.82 P+ 5,220)
74,000 ～	120,000人	$\frac{1}{P}$	(0.84 P+ 3,740)
120,000 ～	300,000人	$\frac{1}{P}$	(0.83 P+ 4,940)
300,000人 ～		$\frac{1}{P}$	(0.81 P+ 10,940)

(注1) P=当該団体の65歳以上人口

(注2) 段階補正係数が1.718を超えるときは、1.718とする。

第二項 密度補正

密度補正は、養護老人ホーム被措置者数の密度、居宅等・施設別の介護サービス受給者数の密度及び生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)施設数の密度による補正を適用する。

この補正は、65歳以上人口を測定単位として高齢者保健福祉費に係る基準財政需要額を算定する場合に、65歳以上人口と養護老人ホーム被措置者数、介護サービス受給者数及び生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)施設数が必ずしも比例しない事情があるため、標準団体に算入されている養護老人ホーム被措置者数及び介護給付費負担金等に係る経費を基準として、養護老人ホーム被措置者数、居宅等・施設別の介護サービス受給者数の多寡により需要額を割増し又は割落とするため、並びに生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)施設数により需要額を割増しするために適用する。

算式

$$\begin{aligned}
 (\text{密度補正係数}-1) = & \frac{1}{A \times 65,600\text{円}} \times \left\{ C \times 0.840 \times (B - 49\text{人} \times \frac{A}{29,000\text{人}}) \right\} \\
 & + \frac{1}{A \times 65,600\text{円}} \times \left[\left\{ E \times 198,800\text{円} + F \times 399,800\text{円} + (E + F) \times 15,400\text{円} \right\} \right. \\
 & \left. - 1,183,536\text{千円} \times \frac{A}{29,000\text{人}} \right] + \frac{1}{A \times 65,600\text{円}} \times (G \times 4,228,000\text{円} \\
 & + H \times 5,353,000\text{円} + I \times 8,429,000\text{円}) \\
 = & D \times \left[\frac{0.84}{A} \times \frac{B \times 10}{A} - 0.014 \right] + \left[\frac{3.265 E + 6.329 F}{A} - 0.622 \right] \\
 & + \frac{64.451 G + 81.601 H + 128.491 I}{A}
 \end{aligned}$$

$$\left[\begin{aligned} & ※ = 2,609,000円 \times \left(\frac{0.840 \times B}{65,600円 \times A} - \frac{0.840 \times 49人}{65,600円 \times 29,000人} \right) \\ & = 26,090 \times \left(\frac{0.840 \times B}{656 \times A} - \frac{41.16}{656 \times 29,000} \right) \\ & = 2,609 \times \left(\frac{0.840 \times B \times 10}{656 \times A} - \frac{41.16}{656 \times 2,900} \right) \\ & = 3.977 \times \left(\frac{0.840 B \times 10}{A} - 0.014 \right) \end{aligned} \right]$$

算式の符号

- A : 測定単位の数値
- B : 平成30年4月1日現在の養護老人ホーム被措置者数
- C : 養護老人ホーム被措置者1人当たり算入単価 2,609,000円
- D : 3.977
- 65,600円 : 単位費用
- 0.840 : 養護老人ホームに係る援護率(費用徴収分を控除した割合) (1 - 0.160)
- 49人 : 標準団体における養護老人ホーム被措置者数
- E : 居宅介護サービス等受給者数(居宅介護サービス受給者数と地域密着型介護サービス受給者数の合計数)
- F : 施設介護サービス受給者数
- 198,800円 : 居宅介護サービス等受給者1人当たりの介護給付費負担金単価
- 399,800円 : 施設介護サービス受給者1人当たりの介護給付費負担金単価
- 15,400円 : 介護サービス受給者1人当たりの介護保険事務費単価
- 1,183,536千円 : 標準団体において算入されている介護給付費負担金及び介護保険事務費の額
- G : 年間平均利用者数が5人以下の生活支援ハウス施設数
- H : 年間平均利用者数が6~10人の生活支援ハウス施設数
- I : 年間平均利用者数が11人以上の生活支援ハウス施設数
- 4,228,000円 : Gに係る1施設当たりの運営費単価
- 5,353,000円 : Hに係る1施設当たりの運営費単価
- 8,429,000円 : Iに係る1施設当たりの運営費単価

第三項 普通態容補正

行政質量差及び行政権能差につき、1及び2に示すところによってそれぞれ補正率を算出し、その補正率を相乗して各地域別の補正係数を算出した。

なお、補正係数の値が1.000未満となる市町村については1.000としている。

1 行政質量差

単位費用算定の基礎となった標準団体における財政需要額を給与費とその他の経費に分別し、一般財源総額に対する給与費の割合に地域手当の級地区分ごとの共通係数を乗じ、これに種地ごとの個別係数を加えて得た率を行政質量差の係数としている(第二表)。

給与費の率の算出基礎は次のとおりである。

$$\frac{\text{給与費一般財源}}{\text{一般財源総額}} = \frac{212,900千円}{1,902,012千円} = 0.112$$

第一表 地域手当の級地区分による係数算出表

地域手当の級地	共通係数	A× 給与費の率 0.112	権能差反映分		
			指定都市	中核市	その他の市町村
			B× 権能差率 1.036	B× 権能差率 1.035	B× 権能差率 1.000
	A	B	C	D	D
1級地	1.148	0.129	0.134	0.134	0.129
2級地	1.119	0.125	0.130	0.129	0.125
3級地	1.111	0.124	0.128	0.128	0.124
4級地	1.090	0.122	0.126	0.126	0.122
5級地	1.077	0.121	0.125	0.125	0.121
6級地	1.042	0.117	0.121	0.121	0.117
7級地	1.021	0.114	0.118	0.118	0.114
無級地	0.997	0.112	0.116	0.116	0.112

第二表 種地区分による係数算出表

種地	補正係数算式		
	指定都市	中核市	指定都市・中核市以外の市町村及び特別区
I 10	0.000280 X + 0.7370	0.000280 X + 0.7360	0.000280 X + 0.7020
I 9	0.000280 X + 0.7370	0.000280 X + 0.7360	0.000260 X + 0.7210
I 8	0.000200 X + 0.8090	0.000200 X + 0.8080	0.000200 X + 0.7750
I 7	0.000160 X + 0.8430	0.000150 X + 0.8505	0.000150 X + 0.8175
I 6	0.000150 X + 0.8505	0.000160 X + 0.8430	0.000150 X + 0.8175
I 5	0.000150 X + 0.8505	0.000140 X + 0.8560	0.000140 X + 0.8240
I 4	0.000130 X + 0.8615	0.000140 X + 0.8560	0.000130 X + 0.8295
I 3	0.000040 X + 0.9020	0.000040 X + 0.9010	0.000040 X + 0.8700
I 2	0.000153 X + 0.8624	0.000153 X + 0.8614	0.000147 X + 0.8326
I 1	0.000120 X + 0.8690	0.000120 X + 0.8680	0.000120 X + 0.8380
II 10	0.000580 X + 0.4040	0.000580 X + 0.4030	0.000560 X + 0.3900
II 9	0.000140 X + 0.8220	0.000140 X + 0.8210	0.000140 X + 0.7890
II 8	0.000160 X + 0.8040	0.000160 X + 0.8030	0.000160 X + 0.7710
II 7	0.000160 X + 0.8040	0.000140 X + 0.8200	0.000140 X + 0.7880
II 6	0.000140 X + 0.8200	0.000160 X + 0.8040	0.000140 X + 0.7880
II 5	0.000100 X + 0.8500	0.000100 X + 0.8490	0.000100 X + 0.8180
II 4	0.000100 X + 0.8500	0.000100 X + 0.8490	0.000100 X + 0.8180
II 3	0.000090 X + 0.8560	0.000090 X + 0.8550	0.000080 X + 0.8300
II 2	0.000127 X + 0.8376	0.000127 X + 0.8366	0.000127 X + 0.8066
II 1	0.000086 X + 0.8520	0.000086 X + 0.8510	0.000080 X + 0.8230

(注) Xは市町村の評点である。

2 行政権能差

(1) 指定都市

標準行政費の算定にあたっては、市町村がすべて指定都市及び中核市以外の市町村であることとして積算されているものであるため、地方自治法第252条の19第1項の規定による指定都市については、法令で定める道府県からの事務移譲に係る経費を加算しなければならない。この事務移譲に伴う所要の経費については、65歳以上人口50万人の都道府県(標準団体)の区域を市であると仮定した場合の経費(一般財源)を算出し、その額に事務移譲に係る額を加算した額を65歳以上人口50万人の市の一般財源で除して得た率をもって補正率とした。

65歳以上人口50万人の指定都市が道府県から委譲される一般財源額	974,571千円	A
65歳以上人口50万人の市の一般財源額	27,289,600千円	B
65歳以上人口50万人の指定都市一般財源	28,264,171千円	C A+B
権能差率 C/B =	1.036	

(2) 中核市

標準行政費の算定にあたっては、市町村がすべて指定都市及び中核市以外の市町村であることとして積算されているものであるため、地方自治法第252条の22第1項の規定による中核市については、法令で定める道府県からの事務移譲に係る経費を加算しなければならない。この事務移譲に伴う所要の経費については、65歳以上人口50万人の都道府県(標準団体)の区域を市であると仮定した場合の経費(一般財源)を算出し、その額に事務移譲に係る額を加算した額を65歳以上人口50万人の市の一般財源で除して得た率をもって補正率とした。

65歳以上人口50万人の中核市が道府県から委譲される一般財源額	967,301千円	A
65歳以上人口50万人の市の一般財源額	27,289,600千円	B
65歳以上人口50万人の中核市一般財源	28,256,901千円	C A+B
権能差率 C/B =	1.035	

第四項 事業費補正

平成18年度に一般財源化された地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る施設整備事業債の元利償還金を算入することとしている。

算定方法は以下のとおりである。

算式

$$(\text{事業費補正係数}-1) = \frac{\sum_{n=18}^{29} (B_n \times C_n)}{65,600\text{円} \times A}$$

算式の符号

A：測定単位の数値

B_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た施設整備事業費(一般財源化分)地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る地方債の額(指定都市又は中核市が起債したものに限る。)

C_n：次の表に掲げる率(H18年度債～H23年度債：100%算入の理論償還率、H24年度債～：70%算入の理論償還率)

区分 \ n 同意等年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
市場公募都市	0.038	0.039	0.053	0.057	0.056	0.055	0.037	0.029	0.028	0.003	0.0016	0.0015
その他の市町村	0.084	0.084	0.069	0.070	0.070	0.068	0.046	0.039	0.037	0.002	0.0016	0.0015

第五項 65歳以上人口急増補正 I (数値代置)

65歳以上人口が急増している団体については、住民基本台帳登載の65歳以上人口の増加率を指標とし、65歳以上人口急増補正 I (数値代置)を行う。

今年度においては、平成30年1月1日現在の数値を平成28年1月1日現在の数値で除して得た率(65歳以上人口急増率)によって算定し、この65歳以上人口急増率が増加団体の全国平均増加率1.036を超える団体について適用する。

なお、毎年最新の基礎数値を用いて補正を行っている養護老人ホーム措置費、介護給付費負担金等については、重ねて急増補正を適用する必要がないため、補正の対象から除くこととしており、今年度は0.321を乗じることとした。

算式

$$(\text{65歳以上人口急増補正 I 係数}-1) = \left(\frac{\text{平成30年1月1日現在の住民基本台帳登載の65歳以上人口}}{\text{平成28年1月1日現在の住民基本台帳登載の65歳以上人口}} - 1.036 \right) \times 0.321$$

算式の符号

1.036：全国平均増加率(増加団体平均)

$$0.321 : \frac{\text{標準団体一般財源}-\text{急増補正対象外経費}}{\text{標準団体一般財源}} = \frac{611,106\text{千円}}{1,902,012\text{千円}}$$

第二款 75歳以上人口を測定単位とするもの

高齢者保健福祉費のうち75歳以上人口を測定単位とするものに適用する補正は、数値(75歳以上人口)急増補正 I である。

第一項 75歳以上人口急増補正 I (数値代置)

75歳以上人口が急増している団体については、住民基本台帳登載の75歳以上人口の増加率を指標として75歳以上人口急増補正 I (数値代置)を行う。

今年度においては、平成30年1月1日現在の数値を平成28年1月1日現在の数値で除して得た率(75歳以上人口急増率)によって算定し、この75歳以上人口急増率が増加団体の全国平均増加率1.073を超える団体について適用する。

算式

$$(\text{75歳以上人口急増補正 I 係数}-1) = \frac{\text{平成30年1月1日現在の住民基本台帳登載の75歳以上人口}}{\text{平成28年1月1日現在の住民基本台帳登載の75歳以上人口}} - 1.073$$

算式の符号

1.073：全国平均増加率(増加団体平均)